

# 文教委員会資料②

## 1 所管事務の調査（報告）

### （2） 第7次川崎市子どもの権利に関する行動計画の策定について

資料1 第7次川崎市子どもの権利に関する行動計画（案）に関するパブリックコメント  
手続の実施結果について

資料2 第7次川崎市子どもの権利に関する行動計画（案）（概要版）

資料3 第7次川崎市子どもの権利に関する行動計画（案）

こども未来局

（令和5年2月2日）

# 第7次川崎市子どもの権利に関する行動計画(案) に関するパブリックコメント手続の実施結果について

## 1 概要

川崎市では、子どもに関する施策の推進に際し子どもの権利の保障を総合的かつ計画的に図るために川崎市子どもの権利に関する行動計画（以下「行動計画」という。）を策定しています。

このたび、令和5（2023）年度から令和7（2025）年度までの3年間を計画の期間とする第7次行動計画（案）を取りまとめ、市民の皆様から意見を募集しました。

その結果、子ども含め53通（意見総数116件）の意見をお寄せいただきましたので、その内容と意見に対する本市の考え方を次のとおり公表します。

## 2 意見募集の概要

意見の募集期間	令和4年11月21日（月）から12月20日（火）まで
意見の提出方法	電子メール（専用フォーム）、FAX、郵送、持参
募集の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市政だより（令和4年12月1日号掲載）</li> <li>・ 市ホームページ</li> <li>・ 紙資料の閲覧</li> </ul> （かわさき情報プラザ、各区役所・支所及び出張所の閲覧コーナー、川崎市子ども夢パーク、こども文化センター、市民館、図書館、こども未来局青少年支援室） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各種行事での周知</li> </ul>
結果の公表方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市ホームページ掲載</li> <li>・ 紙資料の閲覧</li> </ul> （かわさき情報プラザ、各区役所・支所及び出張所の閲覧コーナー、川崎市子ども夢パーク、こども文化センター、市民館、図書館、こども未来局青少年支援室）

## 3 結果の概要

意見提出数（意見件数）		53通（116件）
内 訳	電子メール	9通（18件）
	FAX	2通（11件）
	郵送	0通（0件）
	持参	42通（87件）

#### 4 意見の内容と対応

案の内容に対する意見として、行動計画全般、基本理念、基本目標等に関するもののほか、広報・啓発、学習への支援及び市民活動への支援に関すること、家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障に関すること、子どもの参加に関すること、相談及び救済に関することに対する御意見等が寄せられました。寄せられた意見が概ね案に沿ったものであり、要望や今後の参考とするものであったことから、所要の整備を行った上で、案のとおり「第7次川崎市子どもの権利に関する行動計画」を策定します。

##### 【御意見に対する本市の考え方の区分説明】

- A：御意見の趣旨を踏まえ、計画案に反映させるもの
- B：御意見の趣旨が計画案に沿ったものであり、御意見の趣旨を踏まえ、取組を推進するもの
- C：今後計画を推進する上で参考とするもの
- D：質問・要望の意見であり、市の考え方を説明・確認するもの
- E：その他

項目	市の考え方（単位：件）					件数
	A	B	C	D	E	
(1) 行動計画の全般、基本理念、基本目標等に関すること	0	4	1	1	0	6
(2) 施策の方向Ⅰに関すること	0	8	6	1	0	15
(3) 施策の方向Ⅱに関すること	0	0	0	0	0	0
(4) 施策の方向Ⅲに関すること	0	6	8	14	0	28
(5) 施策の方向Ⅳに関すること	0	2	0	2	0	4
(6) 施策の方向Ⅴに関すること	0	6	0	2	0	8
(7) 条例、子どもの権利等に関すること	0	0	0	3	1	4
(8) その他	0	0	0	0	51	51
合計	0	26	15	23	52	116

具体的な意見の内容と市の考え方については、次ページ以降を御参照ください。  
文中にある「条例」は「川崎市子どもの権利に関する条例」を指します。

## 5 具体的な御意見の内容と市の考え方

### (1) 行動計画の全般、基本理念、基本目標等に関すること

意見番号	意見内容	意見に対する本市の考え方	区分
1	計画の取組内容が、幼児期・学童期など子どもの成長期ごとに、どの時点の子どもに対する施策なのかがわかるようになっていないと（例えば表など）、分かりやすく良いと思う。	本計画は条例第36条第1項の規定に基づき、子どもの施策の推進にあたって子どもの権利保障を総合的かつ計画的に図る目的で策定するもので、条例の構成や条文に沿って施策の方向等を整理しています。内容がより分かりやすくなるよう概要版の作成や周知に努めてまいります。	D
2	子どもの権利に関する施策の内容が知られていないことが問題。この取組をきちんと周知し、子ども・保護者など多くの市民に知ってもらうことが大事。 (同趣旨 他1件)	子どもやその保護者に対し、子どもの権利に関する内容や施策の周知は大切であると考えておりますので、親子向けイベント等における啓発活動やパンフレットの配布、ポスターの掲示など様々な媒体や手法を用いて、条例や子どもの権利の内容について広報・啓発事業を実施するとともに、本計画の内容についても周知に努めてまいります。	B
3	施策の詳細等をホームページなどに促すのではなく、目につく場所へ掲示をしてはどうか。		
4	子どもの権利を守るための計画に賛成します。この取組を多くの市民に知ってもらうことが大事であり、地域の公共施設や、駅、民間のスーパー等にポスターやチラシを置いたり、新聞の川崎版に掲載してはどうか。また、子どもへの周知として、学校の朝の会、終わりの会、道徳等の授業で話し合い、また、保護者へは保護者会、お手紙配布、メールで発信すると良いと思う。 その上で、地域に対し回覧板、メール、町内会、自治会の会議でのアナウンス、子ども達が参加して声をあげるなどの取組や、大人が学校の子どもの会議に参加して意見を出し合うのもいいと思う。	子どもを含む市民に対し、子どもの権利に関する内容や施策の周知は大切であると考えておりますので、親子向けイベント等での啓発活動やパンフレットの配布、ポスターの掲示など様々な媒体や手法を用いて、条例や子どもの権利の内容について広報・啓発事業を実施します。また、子どもの権利について理解が深まるよう、保護者を対象とする研修会等の開催による家庭教育の支援や、学校教育・社会教育を通じて、子どもの権利に関する意識の普及等を推進してまいります。	B
5	条例周知を行い、条例知っている割合が多くなった上で、子どもからアンケートで意見を聞き、新たな政策を行えば、更に条例が守られるようになると思う。	条例に基づき子どもの権利が保障されるよう、子どもを含む市民に対し、条例や子どもの権利について周知・啓発を行い、多くの市民に子どもの権利に関する理解と関心を深めていただけるよう取組を行うなど、本行動計画に基づく取組を推進してまいります。	C

(2) 施策の方向 I に関すること (広報・啓発、学習への支援及び市民活動への支援)

意見 番号	意見内容	意見に対する本市の考え方	区分
6	<p>子どもの権利に関する条例が実社会に活かされていないと感じる。パンフレットやチラシ、カード等を作成し学校で配布したり動画や手引きなどの教材の作成、教職員向けの研修を行うなど、条例を広める努力は一定しているようだが、学校の時間内に学ぶ時間をとっているのか。子どもの権利条例を活かされるかは、学校次第のように感じる。</p>	<p>「誰一人取り残されない」という基本理念の実現に向け、子どもの権利条約も関連させ、子どもの権利に関する認識を深めるため、好事例となる学校の取組やその効果などを情報収集し、教職員研修や教材の提供等を通じて学校に伝え、学校での子どもの権利学習を推進してまいります。</p>	B
7	<p>学校の授業で子どもの権利について詳しく学びたいので、総合学習の時間などで取り入れたらいいのではないかと。 (同趣旨 他2件)</p>		
8	<p>子どもの権利に関する授業を増やしてほしい。</p>	<p>繰り返し学ぶ機会を設けるようにする等、学校での好事例を紹介するなどして、学校での子どもの権利学習を推進してまいります。</p>	C
9	<p>子どもの権利の授業が1回で終わってしまうので、学校生活の中に取り入れれば子どもの権利を理解できるのではないかと。また、中休みなどで子どもの権利を伝えていくとよいのではないかと。</p>	<p>中休みにも、学級の取組や行事等で子どもの意見を取り入れる機会を設けている学校もあります。日常生活と子どもの権利は深くかかわっていることを、様々な場面で子どもに伝えていくよう、引き続き教職員研修等を通じて学校に伝えてまいります。</p>	C
10	<p>教育委員会で作成している共生*共育プログラムの価値を再認識し、子どもの権利週間等で教員が「子どもの権利」そのものに取り組みやすくしてほしい。</p>	<p>平成22年度から実施している「かわさき共生*共育プログラム」の価値を、教員が再認識することは大変重要なことだと考えております。子どもの権利を扱った「あなたの大切だと思う権利はどれ？」等のエクササイズについて周知に努め、教員が取り組みやすくなるように推進してまいります。</p>	B
11	<p>子どもの権利を広める方法として、学校での授業・ポスター掲示・広報物の配布・ニュースでの報道・こども文化センターに来所した人へ呼びかけなどを行ってはどうかと。 (同趣旨 他2件)</p>	<p>子どもの権利に関する広報につきましては、条例の認知度を上げるとともに子どもの権利に関する理解と関心を深めるため、条例や子どもの権利の内容について、親子向けイベントにおける啓発活動、パンフレットやポスターの配布など様々な媒体や手法を用いて、子どもやその保護者に対して実施してまいります。</p>	C

12	<p>子どもの権利条例を知っている割合が少ないことと、相談できない・したくないという割合が多いことは関係していると思う。相談しようと思えるきっかけとして、条例の知名度を上げるべきで、そのために条例の周知をしっかり行うべきだ。</p>	<p>子どもの権利に関する広報につきましては、条例の認知度を上げるとともに子どもの権利に関する理解と関心を深めるため、条例や子どもの権利の内容について、親子向けイベントにおける啓発活動、パンフレットやポスターの配布などを行っていますが、今後も様々な媒体や手法を用いて、子どもやその保護者に対して周知・広報を実施してまいります。</p>	B
13	<p>大人向けに子どもの権利の講習会を開催する。 (同趣旨 他1件)</p>	<p>子どもの権利に関する学習につきましては、子どもの権利について理解が深まるよう、保護者を対象とした研修会等の開催による家庭教育の支援や、子どもの権利についての学習活動を地域に公開するなどの「子どもの権利に関する週間」をはじめとする学校教育、市民館における人権学習等の社会教育を通じて、子どもの権利に関する意識の普及等を推進してまいります。</p>	B
14	<p>子どもの権利については、大人が正しく理解することが重要である。子どもの権利は、生活の身近な所に存在し、ちょっとした声掛けや働きかけが権利保障につながることに気づいてもらえるよう、日常の様々な場面での子どもの権利保障につながる内容を短い動画コンテンツにして、様々な所で放映してはどうか。日常で空気のように権利の重要性を流し続ける方法を検討する必要がある。</p>	<p>大人に対する子どもの権利に関する周知・広報につきましては、条例の認知度を上げるとともに子どもの権利に関する理解と関心を深めるため、条例や子どもの権利の内容について、イベントにおける啓発活動、パンフレットやポスターの配布など、様々な媒体や手法を用いて工夫をしながら、実施してまいります。</p>	C
15	<p>市内の子どもに関わる多くの方が日々頑張っていると思うが、子どもに関わる職員の不祥事が続いている。職員の権利教育はもちろんのこと、実態調査を横断的に行う部門が必要だと考える。</p>	<p>職員に対する子どもの権利に関する研修につきましては、施策の方向Ⅰ推進施策(2)に位置付けており、子どもの権利に関する認識を深めるために条例の意義や権利保障のあり方等に関する研修を行ってまいります。また、市内に居住する子ども・大人、子どもが育ち・学ぶ施設職員に対して「子どもの権利に関する実態・意識調査」を3年に1度実施しており、今後も子どもの権利施策の推進状況把握に努めてまいります。</p>	D

(3) 施策の方向Ⅱに関すること (個別の支援) ⇒意見なし

(4) 施策の方向Ⅲに関すること（家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障）

意見 番号	意見内容	意見に対する本市の考え方	区分
16	第2章(3)児童虐待については、様々なケースがあると思う。児童虐待防止の観点から、心理的虐待をピックアップし、どのような内容が心理的虐待に当たるのか子どもから大人まで周知し、それら当事者が虐待にならないかどうか、また虐待を受けているかどうかということが判断できる認識力を深める必要がある。	心理的虐待を含む児童虐待への理解を深めるとともに、児童虐待の発生の予防と社会的認識の向上のため、関係機関等と協働しながら啓発活動の充実等に努め、児童虐待防止について市民の理解を促すとともに、社会全体で児童虐待の防止に取り組む市民意識の向上に努めてまいります。	B
17	児童虐待から子どもを守るために、親へのサポートも万全にするべき。案にある、「どこに相談したらよいか分からない」「解決につながるのか不安」という人々が相談しやすい環境をつくり出す必要がある。そのために相談・支援機関が身近な場所である職場や学校、駅などで見つけやすいと良いのではないか。	児童相談所や区役所、地域の相談支援機関である児童家庭支援センターなどの相談機関や電話やSNSによる相談窓口について、学校への広報ポスターの配布やJR南武線での動画広告の掲載などを行っており、今後も広報・周知に努め相談しやすい環境づくりを進めてまいります。	B
18	虐待等の防止のために設置されている「要保護児童対策地域協議会」を活用し、気になる親子を見守るまちづくりの提案ができないか。	児童の所属する機関が構成員となっている要保護児童対策地域協議会について、連携強化を図るとともに、児童虐待の早期発見、早期対応が図られるよう情報共有の充実を進めてまいります。	B
19	実母による心理的児童虐待は彼女たちの経済的・心理的なストレスが原因となっているだろう。それらを改善していくために男性の育休制度の強化や貧困率を減らすことが大切であると考える。	子育てしやすい環境づくりにつきましてもは施策の方向Ⅲ推進施策(8)に位置付け、男女協働に関する講座等により、事業者や市民に対しワーク・ライフ・バランスの考え方などについて普及啓発を行ってまいります。また、子どもの養育支援につきましてもは、推進施策(7)に位置付けており、経済的困窮等により養育が困難な親等に対して、子育て環境の向上、各種相談窓口や助成制度のご案内など、状況に応じて支援してまいります。	D

20	こども文化センターで、ゲーム機を持っていない子どももゲームができるよう、環境を整えてほしい。	こども文化センターで購入する遊具等につきましては、各施設の利用状況や地域特性、子ども運営会議における子どもたちの意見や利用者からの要望等を踏まえて、優先順位の高いものから購入しています。今後も、利用者のニーズを踏まえた、環境づくりに努めてまいります。	C
21	こども文化センターの外で遊びたい。ブランコがほしい。		
22	こども文化センターの文具・おもちゃ・楽器を充実させてほしい。		
23	(コロナの影響で) おもしろい行事が減っているので、みんなが楽しめるイベント等を実施したい。 (同趣旨 他2件)	こども文化センターで行うイベント・行事につきましては、各施設の地域特性や地域人材等を活かしながら、子ども運営会議における子どもたちの意見や、利用者からの要望等を踏まえて実施しております。 また、地域の方々から、イベント等の実施の提案をいただいた際には、協働・連携したイベントの企画・実施も取り組んでいます。	B
24	こども文化センターで卓球系のイベント増やしてほしい。 (同趣旨 他1件)	こども文化センターで行うイベント・行事につきましては、各施設の地域特性や地域人材等を活かしながら、子ども運営会議における子どもたちの意見や、利用者からの要望等を踏まえて実施しております。	C
25	こども文化センターで卓球のラケットを増やしたり卓球台を新しくするなど用品を充実してほしい。	こども文化センターで購入する遊具等につきましては、各施設の利用状況や地域特性、子ども運営会議における子どもたちの意見や利用者からの要望を踏まえて、優先順位の高いものから購入しています。今後も、利用者のニーズを踏まえて、用品の充実に努めてまいります。	C
26	学校や家庭以外に地域で子どもの居場所を増やすことは重要である。子どもの居場所の一つであるこども文化センターにおいて、民生委員や青少年指導員、保護司等の地域の団体に活動場所として開放することで、子どもと地域の大人との接点を増やせるのではないかと考える。	こども文化センターにつきましては、地域の中で様々な世代の居場所として、乳幼児の親子から、小学生・中高生、高齢者まで、異年齢の子どもや多世代が集まり「つながり」を持てる施設として、また、児童福祉関係者や各種グループ・団体の地域における活動拠点として、利用いただいております。今後につきましても、施設の利用方法等について市ホームページや広報物等による周知に努めてまいります。	C

27	p40の推進施策(15)の㊸について、放課後の子どもの居場所の確保も大事だと思う。公園はボールの利用を禁止しているところが多いが、自由に遊ぶことは子どもの権利の一つだと思うので、市が行っている「みんなの校庭プロジェクト」を進めていき、子どもが安心して過ごせる放課後にすることを計画に入れてはどうか。	現在、本市において、「放課後の子どもの居場所」について、考え方を改めて整理していく必要があると考えているところです。また、国におきましても、子どもの居場所について実態把握や論点整理を行うため、調査研究を実施しています。「みんなの校庭プロジェクト」は放課後の子どもの居場所の1つであり、国の動向も踏まえつつ、その他の事業等も含め、全体の整理の中で検討してまいります。	C
28	いじめている子をしばきまわす。	いじめにつきまちは、川崎市いじめ防止基本方針に基づいて、学校や関係機関と連携して、未然防止に努めるとともに、どのような社会においてもいじめは許されない行為であることを浸透させるため、児童生徒指導の充実を図ってまいります。	D
29	いじめをやめる声掛けをしてほしい。		
30	いじめられている場合、直接話を聞くのではなく、紙に書いて相談できるといい。	いじめの対応については、いじめられている児童生徒の救済を最優先とし、児童生徒や保護者の意向を汲みながら丁寧な対応に努めてまいります。	D
31	誘拐防止のために、学校の警備員を複数人配置したり、人通りが少ない地域にこども110番の設置を増やしてほしい。	本市では、学校を巡回し、通学路の危険箇所のチェックや学校の防犯対策を行う警察官OBである「スクールガード・リーダー」を全市で25名配置し、子どもたちの安全確保に取り組んでおります。また、登下校時の児童の見守り、学区の巡回などを行う「学校安全ボランティア(スクールガード)」に対して、活動用ベストの支給や保険への加入などの支援を行っております。 また、子どもたちが被害者となる事件や事故を未然に防ぐため、地域の家庭や店舗等に、いざというときの子どもたちの緊急避難先として御協力いただき、地域で子どもたちを見守る「こども110番事業」は、各小学校区において、学校・PTA、町内会などで構成する団体を事業主体として実施しており、関係機関・	D

		<p>団体からなる「川崎市青少年の健全な育成環境推進協議会」が、ステッカー・プレート等の配布や、「こども110番」災害補償制度の運営を通じて協力しています。今後も、協力店舗等の充実に向け、本事業の広報・啓発活動に努めてまいります。</p>	
32	<p>ヤングケアラーについて、どのような状況がヤングケアラーにあたるのか、大人への啓発や研修が重要である。また受け止めるべき相談窓口を確立し、複合的な家族支援につなげられるようなルートを早急に検討するべきだ。</p>	<p>ヤングケアラーにつきましては、一人ひとりが抱える家庭の課題は様々であることから、その置かれた状況に応じて相談しやすい環境を整えることが重要と考えています。こうした中で、ヤングケアラーの理解促進や本人向けの広報の充実が必要であることから、庁内の関係部署やハローワーク等の関係機関への理解促進の取組を進めてまいります。</p> <p>また、生活を送る中での支援を要する子どもや子育て家庭の様々な課題に対しましては、地域みまもり支援センターや児童相談所をはじめ、各相談機関が強みを活かして連携し、一人ひとりの支援ニーズに寄り添った適切な支援に向けて取り組んでまいります。</p>	D
33	<p>こども文化センターの活用に関して、学校の中に居場所を見つけにくい子どもがこども文化センターで過ごし、学校の出席扱いになっている事例はどのくらいあるのか。多様な学びと育ちを推進するためにも、地域の既存施設で過ごしても、学校と連携し出席扱いになっている事例をデータ等で示してほしい。</p> <p>学校外の学びと育ちの場の保障が、条例制定後20年間でどのくらい増えているのか示すことにもつながる。</p>	<p>不登校児童生徒の出席の取扱いにつきましては、円滑な学校復帰につなげるために、ゆうゆう広場や民間施設等における学習について、各施設と情報共有や児童生徒、保護者との面談等を実施した上で学校長が有効、適切であると判断した場合は出席扱いとしております。</p> <p>本市におきましては、こども文化センター内のスペースを活用して、こどもサポート旭町・小田を実施しています。この事業は、不登校や引きこもりなど、様々な課題や困難を抱える子ども・若者及びその保護者に対して、居場所の提供や学習支援等を行うことにより、不登校の児童生徒を孤立から守り、安心して過ごせる居場所を提供するとともに、社会的な自立に向けて支援することを</p>	D

		<p>目的としており、登録者の利用実績を学校に報告しています。なお、令和4年12月末日時点の利用登録者数は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・こどもサポート旭町 53名</li> <li>・こどもサポート小田 12名</li> </ul> <p>また、学校外の学びと育ちの場の保障につきましては、条例制定時点で3か所だったゆうゆう広場を現在は6か所に増やし、市内どこからでも通えるように体制を整えています。この他、時差登校や別室登校など自分の教室以外の学びの場を確保したり、一人1台端末を活用して、自分のペースで家庭でも学習できるよう、学校と保護者、児童生徒と協議しながら、環境を整えております。</p>	
34	<p>日常的に、先生や保護者以外の人と継続的に関わり話せる場所が必要と考えており、学校の中に教室や保健室、支援級以外の子どもの居場所を作ってほしい。</p>	<p>市立学校には、全校に支援教育コーディネーターを配置し、日常的にさまざまな相談に対応しております。また、中学校・高等学校には週に1回程度、小学校には2週に1回程度、スクールカウンセラーを配置し、心理の専門性、第三者性を生かした相談を受け付けております。この他、学校の状況に合わせて、時差登校や別室登校等、教室以外の学びの場を用意し、児童生徒に寄り添った支援に努めています。</p>	D
35	<p>不登校児の居場所の拡充は急いで進めてほしい。</p> <p>こども文化センター等の既存施設の1部屋を利用して、できれば常設でスタッフのいる場所を作ってほしい。決まった日時に「ここにいるよ」という継続的な仕組みが重要且つ必要である。</p>	<p>学校に通えない又は通いづらい児童生徒の居場所・学びの場として、市内6か所にゆうゆう広場を設置しています。ゆうゆう広場は、平日は毎日開室しており、相談員やメンタルフレンド（学生）が、子どもたちと一緒にさまざまな活動を実施し、勉強やソーシャルスキルの向上などに取り組んでいます。また、こども文化センターにおきましては、職員が常駐しており、利用者からの相談に対し、内容に応じて関係機関と連携して課題の解決を図っており、引き続き子どもに寄り添いながら取組を推進してまいります。</p>	D

36	学校になじめなくなったり、不登校になってからでないと、支援の場所や相談場所を教えてもらえない場合が多いので、入学等の機会に、学校外の選択肢や居場所の周知、相談場所の周知をしてほしい。また、日常的に目に触れる場所に周知されることを望む。	不登校に関する相談場所や居場所に関する情報について、広く周知されることは大変重要と考えておりますので、引き続き関係機関と連携し、周知に努めてまいります。	D
37	園庭のない保育園が増えて、公園で遊んでいるが、外遊びに慣れていない保育士が目につく。外遊びに潜む危険防止等（毒性の虫等）の研修を実施することで、子どもが安心して成長できる場につながると思う。	研修につきましては、保育所など職員対象に、対面やオンラインなど、様々な手法で実施しております。現在、聞き管理研修の一環として外遊びを含めた安全対策や事故防止に関する研修を実施しております。今後も引き続き、効果的な保育実践につながるよう、研修を実施してまいります。	D
38	「自主保育」に対し助成金の規定が厳しく、継続が難しい。多様な保育や子育てを支援する意味でも、公的なサポートが必要と感じる。市民活動を支える仕組みを拡充してほしい。	本市では、保育所や幼稚園等に在籍していない乳幼児と保護者で構成され、継続的な活動を行うグループに対し、一定の要件のもと、地域子育て自主グループ支援事業として活動費の一部を助成しており、引き続き、乳幼児の心身の健全な育成と地域における育児力の向上を図ってまいります。	D
39	決まった曜日などにプレーリーダーの居る冒険遊び場をもっと増やしてほしい。ボランティアでプレーパークなどを実施する市民やグループが増えたが、資金面や荷物置き場等様々な理由で継続が難しく、行政からの支援が必要である。既存の公園やこども文化センター等を活用すれば、市民と行政が協力して実施できると考える。	地域で冒険遊び場等の活動を行う団体に対する支援につきましては、地域社会全体で子ども・若者を見守り、支えるしくみづくりの役割を担う団体・グループを育成・支援する目的で、「地域子ども・子育て活動支援助成事業補助金」を交付しているところです。 また、こども文化センターにおきましては、各施設の地域特性や利用状況に応じて、様々な市民団体や地域の方と連携して、イベントを企画し、実施しております。今後につきましても、魅力ある企画の実施に努めてまいります。	D
40	コロナ禍で、食料に困っている子どもや家庭に食べ物などを届ける民間の活動に対して、食料を保管する倉庫と輸送手段に対する具体的支援の促進が計画に盛り込まれるといい。	子どもの養育に関する支援につきましては、施策の方向Ⅲ推進施策（7）に位置付けており、要支援家庭を見守る仕組みづくりについては、地域で活動する団体等と連携して検討を進めてまいります。	D

(5) 施策の方向Ⅳに関すること（子どもの参加）

意見 番号	意見内容	意見に対する本市の考え方	区分
41	p42の推進施策(19)の地域における子どもの参加活動の拠点づくりに、青少年フェスティバルの実行委員やボランティアなどで子どもが自主的・自発的な活動を行っており、行動計画に入れてはどうか。	イベントの実行委員やボランティアなど、子どもが自主的・自発的に活動に参加できるよう支援する取組につきましては、施策の方向Ⅳ推進施策(17)の子どもの参加の促進の中に位置付けています。	D
42	川崎市ホームページにおいて、子ども達でも自力で情報を集められるように改善してほしい。	子どもがより安心して豊かに生活し、社会に参加することを支援するため、子どもにわかりやすい表現で、条例の内容や子ども向けイベント情報、施設情報、相談窓口の情報などを発信する「かわさきしこどもページ( <a href="https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/17-3-1-0-0-0-0-0-0-0.html">https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/17-3-1-0-0-0-0-0-0-0.html</a> )」を作成し、川崎市ホームページのトップページにリンクを貼っております。今後「かわさきしこどもページ」をよりわかりやすく活用できるよう、充実を図ってまいります。	B
43	子どもも大人のように政治に参加できるような仕組みが必要。	子どもが市政等に参加を表明する機会につきましては、施策の方向Ⅳ推進施策(17)に位置付けており、子ども会議を開催し、市政等について、子どもが市民として意見表明できるよう支援します。また、インターネットを活用して、子どもの意見聴取に取り組みます。	B
44	子どもに関わる施設を市が新たに設置する場合には、「子どもの意見を聞く」という明文化があるといい。	子どもが市政等に参加を表明する機会につきましては、施策の方向Ⅳ推進施策(17)に位置付けており、子ども夢パークは子どもを含めた市民が参加し、施設内容や運営に関する意見交換を行いながら設置しています。こうした取組事例を周知する等しながら、子どもに関わる施策に当事者である子どもの意見を反映する取組を促進してまいります。	D

(6) 施策の方向Vに関すること（相談及び救済）

意見 番号	意見内容	意見に対する本市の考え方	区分
45	<p>子どもが顔を見たことの無い人に気軽に相談することは難しいと思う。自分でSOSを出す力は必要だが、言えないから困り、重篤化してしまうのではないかと考える。子どもが話しやすい環境をつくることも大事だが、子どもに関わる大人が、小さな変化に気が付かないといけない。子どもの権利を学び、トレーニングをして気づく力をつける必要がある。</p>	<p>本年度より全市立学校で実施している「SOSの出し方・受け止め方教育」では、援助希求的態度を促進する「SOSの出し方」と同時に、出されたSOSの「受け止め方」も大事に考えております。広報誌「教育だよりかわさき」なども活用しながら、保護者や教師など大人が子どもの小さな変化に気づき受け止めることができるよう周知しているところです。引き続き、子どもの権利とも関連させながら取り組んでまいります。</p>	B
46	<p>電話相談できるようにする。</p>	<p>子どもが困ったり悩んだりしたときには、電話やSNS等で相談することができる相談・救済機関があります。また、市立学校ではスクールカウンセラーの配置なども行い、相談・救済の取組を行っています。今後も子どもが安心して気軽に相談できるように、相談・救済機関の周知を行うとともに、利用促進に努めてまいります。</p>	B
47	<p>相談できる人が子どもの周りになることが必要。</p>	<p>こども文化センターにおきましては、利用者からの相談に対し、職員がその内容に応じて、関係機関と連携して課題の解決を図っているところです。今後につきましても、館内掲示も含めて相談しやすい環境づくりに努めてまいります。</p>	B
48	<p>「気軽に相談できますよ」みたいな張り紙があると、スタッフの人に気軽に相談できるようになると思う。</p>	<p>こども文化センターにおきましては、利用者からの相談に対し、職員がその内容に応じて、関係機関と連携して課題の解決を図っているところです。今後につきましても、館内掲示も含めて相談しやすい環境づくりに努めてまいります。</p>	B
49	<p>こども文化センターで相談ができるようにしてほしい。</p>	<p>こども文化センターにおきましては、利用者からの相談に対し、職員がその内容に応じて、関係機関と連携して課題の解決を図っているところです。今後につきましても、館内掲示も含めて相談しやすい環境づくりに努めてまいります。</p>	B
50	<p>子どもの愚痴をきいて受け止めてくれる所があるとよい。また、子どもが無料でイライラをぶつけられる、例えばサンドバックやパンチングマシンがある場所があるとよい。</p>	<p>相談・救済機関については、施策の方向V推進施策(23)(24)に位置付けており、愚痴も含めて子どもが困ったり悩んだときに、話しやすい環境の整備や、話を聞いて欲しい時に利用できるよう相談・救済機関の周知と利用の促進に努めてまいります。</p>	D

51	G I G A端末のデスクトップに、子どもの権利条例の周知をするアプリや、相談機関の連絡先等 SOS 対応が可能なアプリをつくり、相談に繋げる体制を促進してはどうか。	G I G A端末のブックマークに「そうだしきたいとき」を登録しており、相談機関先や子どもの権利条例のページに繋がるできるようになっております。	D
52	困っている人達がいる、救済する取り組みがあることを広く発信して、地域の多くの人々が感心を持ち、賛同して動けるよう、子どもを守る社会制度を充実させてほしい。(親、女性への権利、男性の育児制度、賃金についてなど)	子どもに関する相談・救済については施策の方向Ⅴ推進施策(24)に、また、子どもの養育支援や子育てしやすい環境づくりについては施策の方向Ⅲ推進施策(7)(8)に位置付けており、各支援が必要な子どもやその保護者等に届くよう、各施策の周知に努めるとともに、男女共同参画に関連する講座等を通じ、ワーク・ライフ・バランスの考え方や取組について普及・啓発をまいります。	D

(7) 条例、子どもの権利等に関すること

意見番号	意見内容	意見に対する本市の考え方	区分
53	安心して暮らせるようにしたい。	<p>条例第10条では、子どもが安心して生きるために主に保障されなければならない権利を次の第1号から第6号まで掲げ、「安心して生きる権利」としています。</p> <p>(1)命が守られ、尊重されること。  (2)愛情と理解をもって育まれること。  (3)あらゆる形態の差別を受けないこと。  (4)あらゆる形の暴力を受けず、又は放置されないこと。  (5)健康に配慮がなされ、適切な医療が提供され、及び成長にふさわしい生活ができること。  (6)平和と安全な環境の下で生活ができること。</p> <p>この行動計画に基づく取組を推進することにより、「安心して生きる権利」も総合的かつ計画的に推進してまいります。</p>	D
54	子どもが安心して一緒に過ごせる大人が必要。		
55	子どもが地域で安心して暮らせるようにすることが必要。		

56	人種差別	<p>条例第10条では、子どもが安心して生きるために主に保障しなければならない権利の一つとして、「あらゆる形態の差別を受けないこと」を掲げています。また、条例第16条では、個別の必要に応じて支援を受ける権利として、「子ども、又はその家族の国籍、民族、性別、言語、宗教、出身、財産、障害その他の置かれている状況を原因又は理由とした差別及び不利益を受けないこと。」を掲げています。</p>	E
----	------	--	---

(8) その他

意見番号	意見内容	意見に対する本市の考え方	区分
57	小児医療費拡充にかかる予算原資はどこから確保するのか。増税するのか。	<p>持続可能な制度のあり方を考える上で、制度を利用する方には一定の御負担をいただき、財源の確保と併せて、本制度の利益を受けない方との負担の公平性や適正な受診を担保するという視点も必要と考えており、制度の安定的かつ継続的な運用のため、小学校4年生以上の対象者には引き続き通院1回あたり500円の一部負担金を求めることといたします。</p>	E
58	あだ名を気に入っている人もいるので、相手と呼ぶときに全員を「さん」づけでなくてもよいと思う。	<p>子どもの人格を尊重することを第一に考えるとともに、「さん付け」を行うことで丁寧な言葉遣いにつながり、子ども同士のトラブルを未然に防ぐことができると考えております。</p>	E
59	連帯責任として皆を怒るのは、勉強時間が減るし、怒られる方もストレスがたまるので、勝手にやってほしい。	<p>児童生徒指導を行う際には児童生徒及びその保護者と学校教職員がお互いの理解を深め、信頼関係を構築することが重要であるため、児童生徒指導の意味や方針を含め、教職員の考えを児童生徒及びその保護者に伝える等、指導内容についての理解を促進するよう取り組んでまいります。</p>	E
60	理由を聞かずに怒るのは論外だと思う。優等生には何も言わないのに問題児には怒るのはおかしい。		

61	休み時間を早くしてほしい。	教育課程の編成に当たっては、教育課程に関する法令を遵守するとともに、各学校が定める教育目標の実現を目指し、教育の内容を選択・組織して、必要な授業時数を配当しております。各学校においては、教育の目的・目標の実現に必要な内容等を選択し、各教科等の内容や相互の関連を図りながら指導計画を作成したり、児童生徒の生活時間と教育内容との効果的な組合せを考えたりしながら、年間、学期、月、週ごとの授業時数を適切に定めております。	E
62	給食費を無料にしてほしい。	本市の学校給食に係る経費につきましては、学校給食法等に基づき、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費や人件費、光熱水費等は公費で負担し、食材料費のみ学校給食費として保護者の負担としているところでございます。経済的な理由で支払いが困難な御家庭に対しましては、生活保護制度や就学援助制度等が適切に活用されるよう、引き続き周知に努めてまいります。	E
63	遠足を増やしてほしい。	学校行事の授業時数については、学習指導要領等で各学校が教育的な見地から適切に定めることとされております。各学校は、社会科見学等の学校行事について、地域社会の実態に即して実施を検討し、各行事間の関連や統合を図って精選された適切な年間指導計画を作成して実施しているところでございます。	E
64	社会科見学の回数を増やしてほしい。		
65	仲良し班の数を増やしてほしい。	仲良し班などの異年齢交流の活動については、多様な集団に所属し、その形成者として、生活の向上のために発達の段階に即した役割などを果たす活動を行うことで、児童の所属感を高めたり、公共の精神などを培ったりすることができるかと認識しております。そのため、全体の指導計画や指導体制、児童数等、学校の状況に応じて、取組を進めてまいります。	E

66	<p>教職員の現状として、コロナ禍もあり大変忙しいと聞いている。子どもの権利を大切にするためには学校の先生の精神的ゆとりが必須だと思う。学校の体制が戦後直後から変わっていないのはおかしいと思う。</p>	<p>本市では、各学校における業務改善の支援や留守番電話の設置、教職員事務支援員又は障害者就業員や部活動指導員の配置、学校閉庁日の実施など、教職員の働き方・仕事の進め方改革に向けた取組を実施しております。</p> <p>今後も引き続き、教職員の負担軽減の施策を実施するとともに、教職員が心身ともに健康を維持し、ゆとりや誇りを持って働くことができるよう、取組を総合的に推進してまいります。</p>	E
67	<p>現在の学校は、学習指導、心の発達指導、家庭支援、健康チェック・食育指導など、色々な役割が委ねられており、これらすべてを引き受けられる人材が存在するのか。</p> <p>学校の中に、学習指導の専門分野、子どもの福祉に関する専門分野、子どもの権利に関する専門分野、ホームルームや保護者との窓口を受け持つ担当者などを備え、教職員だけでなく色々な専門家が子どもを真ん中に関わる施設にしてはどうか。そして、公立の小中学校を地域の誰でも通うコミュニティ、ローカルスクールにして多様な大人が関われる現場にしてはどうか。</p>	<p>子どもたちを取り巻く環境や学校が抱える課題は複雑化・多様化しており、その解決のために、学校だけでなく地域社会総掛かりでの教育の実現が必要であり、学校運営及びその運営に必要な支援について協議する学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の全校設置を令和7年度までに目指しています。</p> <p>学校運営協議会には、地域住民をはじめとした様々な構成員がいます。学校運営協議会で共有した課題を解決するために、各委員がそれぞれの団体等へ情報提供を行い、教育活動の充実や学校支援者の拡充につなげるように連携していきます。</p>	E
68	<p>学校を、どのような学びをしたいか子どもの希望を聞けるような、教育現場を作り、子どもたちに前向きに育ってほしい。</p>	<p>各学校において、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に取り組んでおります。</p> <p>「主体的な学び」については、学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しをもって粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげること、「対話的な学び」については、子ども同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深めることなどの視点で授業改善を進めております。</p>	E

69	離婚調停中で両親が別居している状況下においても、子どもが希望すれば同居していない親とも当然に会えるようにして欲しい。	本市では、母子・父子福祉センター・ライブで実施している「養育費に関する講習会」や弁護士による「法律相談」において、離婚前の方も対象としているとともに、令和4年度は、子どもがいる方で離婚を考えている方向けの講座を新たに実施しており、養育費の取り決めや面会交流等を含め、親が離婚に際して子どもたちのために考える必要のある事項について講義を行うことにより支援する取組を行っています。	E
70	子の連れ去りや別居または親の離婚前後における親子断絶が社会問題となっており、別居または離婚前後に、子どもの利益を守るため、市等の面会交流支援が必要である。		
71	川崎市人権オンブズパーソン条例に基づき、事前申し込みをした上で電話で相談したところ、川崎市職員が相談内容を聞き、職員が了解しないとオンブズパーソンに引き継がれない仕組みであった。これは、人権オンブズパーソン条例第5条第1項に規定されるオンブズパーソンの独立性の尊重義務に反しており、条例違反である。	人権オンブズパーソン制度では、人権オンブズパーソンの職務に関する事項を調査する専門調査員を設置し、専門調査員が電話その他の相談に応じ、必要な助言等を行っており、その対応にあたっては、人権オンブズパーソンの助言・意見を求めながら適切な対応に努めているところです。  また、人権オンブズパーソン条例第2条第2項では判決、裁決等により確定した権利関係に関する事項は管轄としないこと等を定めており、案件によっては取り扱うことができない場合もあります。  今後につきましても、条例第4条で定めているように、市民の人権の擁護者として、引き続き公正かつ適切にその職務を遂行してまいります。	E
72	自分は、別居中の妻が取り決めに反し、妻の元にいる子どもを自分（父親）に会わせないのは、子どもの人権侵害であると相談したが、オンブズパーソンは、夫婦間の問題だと親身な対応をしてくれなかった。息子は乳児だが非言語的コミュニケーション形態を認識し尊重する必要がある、自分と遊ぶときとても楽しそうにしていた。これは、子どもが父親に会う権利を侵害する精神的な虐待行為である。夫婦間の問題とした人権オンブズパーソンは、児童の権利に関する条約やその重要性を理解しているのか、また、日本国憲法、民法、児童福祉法を理解しているのか疑問がある。		
73	川崎市のオンブズパーソンの仕組みは完全に機能不全を起こしており、形骸化しているとしかたない。第7次川崎市子どもの権利に関する行動計画の策定において、オンブズパーソンが、条例の趣旨に見合うよう、中立公正かつ子どもの権利に配慮した仕組みになるよう改善をお願いしたい。		
74	川崎区内の公園が水道工事で使用できない。代替公園も一切なく、近隣の子どもや保育園に通う子どもたちが困っていることから、近隣施設を遊び場として開放してはどうか。また、近	下水道工事により、川崎区の旭町1丁目公園及び港町公園の半面が使用できない状況となっております。港町公園においては、半面は開放さ	E

	所の空き地に遊具設置ができる場があれば簡易の公園設置をしてはどうかと考える。	れていることから、公園利用について協議検討を進めてまいります。また、旭町1丁目公園については、隣接する遊具のある公開空地を利用させていただきよう、引き続き、お知らせしてまいります。御不便をおかけして申し訳ありませんが、御理解いただきたくよろしくお願いたします。	
75	公園のトイレをきれいにしてほしい。また、清潔なトイレを設置してほしい。 (同趣旨ほか2件)	公園のトイレにつきましては、清潔に御利用いただけるよう定期的な清掃等の維持管理を行うとともに、公園の規模や地域の御理解、要望等を踏まえ、設置を検討しております。今後も、市民が安全かつ快適に公園緑地を利用できるよう、老朽化した公園施設の計画的な改修や、トイレの清掃等公園施設の適正管理に努めてまいります。	E
76	公園に時計を設置したり、0歳児から小学生までそれぞれ安全に遊ぶ遊具を設置するなど充実させてほしい。 (同趣旨ほか5件)	公園の時計や遊具につきましては、様々な利用者が安全快適に遊ぶよう安全性等を考慮した遊具等を設置しております。今後も、市民が安全かつ快適に公園緑地を利用できるよう、老朽化した公園施設の計画的な改修や、遊具の整備等公園施設の適正管理に努めてまいります。	E
77	公園の水道（手洗い水道、蛇口を押すタイプ）が幼児を含めて使いづらいので改善してほしい。	公園の水道施設につきましては、利用状況等を考慮し、改善が必要な場合には、より快適に御利用いただけるよう改修に努めております。 今後も、市民が安全かつ快適に公園緑地を利用できるよう、老朽化した公園施設の計画的な改修や、水道の整備等公園施設の適正管理に努めてまいります。	E
78	公園でボール遊びがしたい。 (同趣旨ほか2件)	公園利用につきましては、他人の利用を妨げない範囲で自由利用の原則を基本としており、子どもたちが数人で軟式ボールやビニールボール等を行うキャッチボールやビニール製バットやゴムボールの使用などで他の利用者の迷惑にならず、危険が生じるおそれがないよう、他の利用	E

		<p>者と譲り合いながら利用することは自由利用として可能となっております。</p> <p>しかしながら、公園でのボール遊びの課題として、ボール遊びはできないという認識を持つ方が多いことから、現在、地域の理解を得ながら、禁止看板の撤去や標記の変更を進めております。</p> <p>また、公園等における若者文化施策と連携した施設整備として、バスケットゴールなどを実証実験として設置し、利用ニーズや騒音の影響などを確認し、地域の子どもや若者が日常的にスポーツに触れることや、練習できる場を確保してまいります。</p>	
79	公園の地面がゴツゴツしたり砂利石がゴロゴロして転びやすくなっているところがあり危険なので、子どもが遊びやすくしてほしい。	<p>公園の広場等につきましては、安全に御利用いただけるよう、パトロール等を行い、危険な箇所の補修等の維持管理を行っております。今後も、市民が安全かつ快適に公園緑地を利用できるよう、老朽化した公園施設の計画的な改修や、広場の補修等公園施設の適正管理に努めてまいります。</p>	E
80	登戸地域に広い公園を設置してください。	<p>新たな公園の整備につきましては、「川崎市 緑の基本計画」の身近な公園の整備推進の考え方に基づき、未充足地区において、整備に取り組んでいるところでございますが、公園用地の確保など多くの課題があり進んでいない状況があります。今後については、遊休農地などの土地所有者へ、寄付や借地公園制度、市民緑地認定制度の活用を検討し、地権者の御協力が得られるよう努めてまいります。</p> <p>御意見いただきました登戸地域につきましては、登戸土地区画整理事業により、令和5年に登戸駅東側に1,500㎡、令和6年に向ヶ丘遊園駅西側に2,500㎡、令和7年頃に登戸駅西側に2,500㎡の3つの街区公園が準備整備される予定となっております。</p>	E

81	<p>大規模災害時に自分の身を守りつつ、周囲の人を助けられる力を持った人を育成する必要がある。災害時に活躍できるよう、薪割り、火おこし、釜で飯を炊く等、子どもの頃から経験をして力をつけることが大切であり、行政・学校が連携して、火おこしや工具を扱う場と機会を確保する必要がある。そのためにも火が使える子どもの遊び場を増やす施策が必要だ。</p>	<p>災害への対応において、公助には限界があるため自助・共助が重要となります。御意見のように、まずは自分の身を守り、周囲の人を助けることができる能力を身につけることが必要であり、市・区の防災訓練や啓発活動において、子どもが参加・体験できる機会作りを進めていきます。</p> <p>学校においては、「安全に行動できる人間の育成」を目指して安全教育を実施しております。</p> <p>小学校5年生時に実施される自然教室では、薪や炭を使った火起こし体験や野外炊飯などに取り組んでいます。</p> <p>なお、緑地における利活用と保全の好循環の創出に向けた取組として、王禅寺四ツ田緑地などで、薪割りや火起こしなどの自然体験学習の場を創出する取組を進めてまいります。</p>	E
81	<p>登戸駅前開発で住民が増えており、保育園が足りないので増やしてほしい。</p>	<p>登戸駅周辺におきましては、令和4年4月に定員60人の認可保育所を開設いたしました。令和5年4月に向けましては、定員60人の認可保育所を開設する予定でございます。</p> <p>今後につきましては、既存の保育資源を有効に活用し、各地域の需要を見極めながら的確かつ効率的に受入枠を確保するとともに、区役所における相談・支援のさらなる充実等により、待機児童解消に向けた取組を継続してまいります。</p>	E
83	<p>小学校の通学路に車が多い通りがあるが信号機がなく非常に危険なので、信号機を設置してほしい。</p>	<p>信号機の設置に関しては、神奈川県警が管轄しています。いただきました御意見を神奈川県警察にお伝えし、引き続き、神奈川県警察と連携を図ってまいります。</p>	E
84	<p>市内での事故件数を減少させることが大切。</p>	<p>本市では、交通ルールの遵守、交通マナーの向上を図り交通事故を未然に防ぐため、車両運転者、自転車利用者や歩行者に対し、交通安全キャンペーンでの啓発や交通安全教育</p>	E

		等、幅広い年代に応じた取組を実施しています。引き続き、警察や関係団体等と連携し、様々な機会を捉え、広報啓発活動を推進してまいります。	
85	危険な道があるのでガードレールを設置してほしい。	<p>川崎市では、車の通行によって歩行者への危険性が考えられる箇所等に、必要に応じてガードレールを設置しております。</p> <p>ガードレールが設置できない場合には、必要に応じてグリーンベルトやラバーポール等によって車両に注意を促すなど、実施可能な安全対策を実施しております。</p> <p>また、小学校の通学路については、PTA等学校関係者から安全対策について要望があった場合は、交通管理者等と安全対策について協議し、必要な安全対策を、それぞれが実施しております。</p> <p>さらに、市民の皆様が安全に歩行できるよう道路環境を整備するとともに、危険な箇所を発見するために、道路パトロールを実施しております。</p>	E
86	未成年飲酒禁止法などが機能していない。20歳未満の人が、酒タバコを購入できないように、コンビニや販売機等で年齢確認等強化など対応してほしい。	本市におきましては、タバコ店・酒店等の関係業界、警察・行政関係、青少年健全育成関係団体などで構成する「川崎市青少年の健全な育成環境推進協議会」を定期的に開催して、青少年の非行防止等のための活動や情報交換を行っております。今後も当該協議会を構成する各関係業界等と連携し、青少年の健全な育成環境の醸成に向けて、様々な課題等に取り組んでまいります。	E
87	落ち着いて学習できる場所を増やしてほしい。 (同趣旨 他1件)	子どもが自主的・自発的に活動する際の参考にできるよう、子どもが様々利用できる既存の施設や設備等の情報について、子ども向けのホームページ(かわさきしこどもページ <a href="https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/17-3-1-0-0-0-0-0-0-0.html">https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/17-3-1-0-0-0-0-0-0-0.html</a> )などを活用した周知に努めてまいります。	E
88	音楽(ピアノ)ができる環境が欲しい。		

89	<p>様々なスポーツができる体育館のような場所をつくり、無料か安く使えるようにしてほしい。 (同趣旨 他3件)</p>	<p>子どもが自主的・自発的に活動する際の参考にできるよう、子どもが様々利用できる既存の施設や設備等の情報について、子ども向けのホームページ(かわさきしこどもページ <a href="https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/17-3-1-0-0-0-0-0-0-0.html">https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/17-3-1-0-0-0-0-0-0-0.html</a>)などを活用した周知に努めてまいります。</p> <p>なお、施設の使用料につきましては、「使用料・手数料の設定基準」に基づき、受益者負担の原則により、各施設の性質(公共関与の必要性や民間類似施設の有無等)等により算出しております。引き続き御理解、御協力くださいますようお願いいたします。</p>	E
90	<p>施設や居場所で、遊んでいる時に、気まづいので大人に見てほしくない。</p>	<p>こども文化センターなど市が設置する施設や居場所には、子どもの自主的・自発的な活動の支援や子どもが参加できるイベントの実施、また、子どもからの相談を受けたり、施設の管理を行うために大人の職員が常駐しています。職員が適切に子どもの遊びや活動を支援できるよう、子どもの権利に関する研修等を行ってまいります。</p>	E
91	<p>公園で季節を感じる行事を開催してほしい。 (同趣旨 他1件)</p>	<p>現在でも、地元の町内会等による盆踊り等のイベントは公園で開催していただいておりますが、今後はより一層、季節を感じる様々な活動が公園でできるように取組を進めてまいります。</p>	E
92	<p>ひきこもっていた人が外に出たいと思った時に、安心していける敷居の低い地域の居場所が必要だ。空き家などを活用した子ども・若者の居場所づくりへの積極的な公的支援がもっと見えるよう努力してほしい。</p>	<p>本市におきましては、広くひきこもり状態にあるご本人やご家族を対象に、令和3年4月にひきこもり地域支援センターを開設いたしました。ひきこもり地域支援センターにおきましては、隙間のない支援体制を構築するために、分野横断的な相談機関で構成されるひきこもり支援ネットワーク会議を開催し、居場所も含めたひきこもり支援について今後検討してまいります。</p>	E

		<p>また、いわゆる社会的ひきこもり状態にある若者が安心して過ごせる居場所として、市では、若者就労・生活自立支援事業を実施しております。本事業においては、人と人とのつながりや地域とのつながりを通して、日常生活の安定から社会参加の促進、そして就労支援と、利用者一人ひとりの状況に合わせ、自立に向けた包括的な支援を実施しているところです。</p>	
93	<p>川崎市ホームページは見づらく使いにくいので改善してほしい。</p>	<p>現行の本市ホームページは、検索をしても目的のページを見つけづらい、現在主流のモバイルファースト（スマートフォン優先）のデザインになっていない等の課題があることから、令和5年度末にリニューアルを行い、誰にでも見やすく、使いやすいホームページとなるよう改善を行う予定です。</p>	E